

運賃分科会での審議結果について

令和 8 年 6 月 2 9 日提出

東広島市地域公共交通会議
会長 塚 井 誠 人

1 報告概要

令和 8 年度第 1 回（令和 8 年 6 月 5 日開催）及び令和 8 年度第 2 回（令和 8 年 6 月 1 1 日から 6 月 2 6 日までの書面協議）運賃分科会において、下記項目について協議を行い、いずれも承認されたため報告するもの。

2 各報告事項の概要

(1) 運賃分科会設置要綱の改正について

運賃分科会の運営を効率化し、迅速な運賃審査体制を構築するため、運賃分科会設置要綱の改正を行った。

改正内容については別紙「資料 6－1」のとおり。

(2) 協議運賃への ICOCA ポイント付与について

JR バス中国株式会社が実施する ICOCA ポイント還元について、協議運賃で運行する路線へ適用するため、運賃分科会で協議を行った。

詳細については別紙「資料 6－2」のとおり。

(3) 広島県全域で実施する夏休みの小学生をターゲットとした公共交通利用促進策について

広島県全域で実施される公共交通利用促進策として、夏休み期間中に小学生を対象とした路線バス小児運賃割引を実施するに当たり、協議運賃の変更について運賃分科会で協議を行った。

運賃分科会の協議が調った証明書「資料 6－3」のとおり。

なお、詳細については、報告事項 2 において説明したとおり。

1 概要

東広島市において、道路運送法第9条第4項に基づく協議会である東広島市地域公共交通会議運賃分科会（以下、運賃分科会という。）による協議運賃を適用している路線については、現状、軽微な変更が生じる度に運賃分科会を開催する必要がある。これにより、審議の長期化、事務負担の増加等、事業者・行政双方の負担となっている。

このような状況の中、国土交通省からの令和7年6月30日付事務連絡（別紙3）により、事務負担の軽減等を図るため、協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方が示された。

これを踏まえ、運賃分科会の運営を効率化し、関係者の負担軽減及び生産性向上を図ることを目的として、運賃分科会設置要綱へ軽微な事案を記載する改正を行うため、ご審議いただいたもの。

2 改定内容

別紙「（別紙1）新旧対照表」のとおり。

また、改定後の運賃分科会設置要綱は（別紙2）のとおり。

3 住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置

東広島市地域公共交通会議ホームページ（東広島市ホームページ）にて、運賃分科会での協議を要しない軽微な事案（案）について意見の募集を行った。

1. 募集期間

令和8年3月6日（金）～令和8年3月16日（月）

2. 閲覧方法

市ホームページで公開

3. 応募方法

電子回答（Microsoft Forms）から回答を入力

4. 意見書提出数

0件

4 運賃分科会設置要綱改定日（予定）

令和8年6月26日（金）

運賃分科会設置要綱（案） 新旧対照表（変更部分抜粋）

新	旧
（所掌事務） 第 2 条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。 （1）協議運賃に関すること。ただし、以下に掲げる事項は軽微な事案に該当し、運賃額に変更が生じない場合は協議対象外とする。 ア 均一運賃を適用する路線の定期運行又は不定期運行の系統において、以下のいずれかに該当する場合 （ア）系統変更を伴う停留所の新設や変更 （イ）路線の付け替え （ウ）一部延伸 （エ）フリー乗降区間の設定 ※ただし、競合する路線がある場合や、延伸により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れる場合は除く。 イ 均一運賃を適用する区域運行において、以下のいずれかに該当する場合 （ア）乗降ポイントの新設や変更 （イ）運行区間及び運行区域の変更をする場合 ※ただし、競合する路線がある場合や、変更により当該運行が初めて他の市町村に乗り入れる場合は除く。 ウ 工事、天災などの不可抗力等により一時的な迂回が生じる場合の路線等の変更 エ 新たな決済手段の追加、又は既存決済手段の機能追加 オ 回数券、企画乗車券などを紙媒体からデジタルへ変更する場合 カ 決済手段に係る乗車券取扱規則等の新設又は変更 キ キロ制運賃を適用する路線において、バス停を移設する場合 ※ただし、路線の新設または変更が生じない場合に限る。 （2）協議運賃に関すること。ただし、以下に掲げる事項は軽微な事案に該当し協議対象外とする。 ア 毎年恒例のイベント行事等に係る営業割引の実施 ※ただし、新たに開始するイベント等について、初回は分科会を開催し、毎年開催されるものであれば、2 回目以降は省略する。 イ 運賃の割引に該当するポイント還元（5 %以下のものに限る。）を行う場合 （2 3）（3）その他分科会の目的を達成するために必要な事項	（所掌事務） 第 2 条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。 （1） 協議運賃に関すること。 （2） その他分科会の目的を達成するために必要な事項

新	旧
(協議内容及び結果報告) 第 1 0 条 分科会で協議した内容および結果については、東広島市地域公共交通会議へ報告する。	(新設)
(事務局) 第 1 0 条 分科会の庶務は、東広島市地域公共交通会議事務局において処理する。	(事務局) 第 1 0 条 分科会の庶務は、東広島市地域公共交通会議 事務局において処理する。
(その他) 第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、会長が定める。	(その他) 第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営 に必要な事項は、会長が定める。
附 則 この要綱は、令和 5 年 1 2 月 2 1 日から施行する。 改正附則 この要綱は、令和 8 年 6 月 2 6 日から施行する。	附 則 この要綱は、令和 5 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

運賃分科会設置要綱 (案)

(目的及び設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。)第9条第4項及び法第9条の3第3項に規定される運賃等(以下「協議運賃」という。)について協議するため、東広島市地域公共交通会議設置要綱第10条の規定に基づき、運賃分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 協議運賃に関すること。ただし、以下に掲げる事項は軽微な事案に該当し、運賃額に変更が生じない場合は協議対象外とする。

ア 均一運賃を適用する路線の定期運行又は不定期運行の系統において、以下のいずれかに該当する場合

- (ア) 系統変更を伴う停留所の新設や変更
- (イ) 路線の付け替え
- (ウ) 一部延伸
- (エ) フリー乗降区間の設定

※ただし、競合する路線がある場合や、延伸により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れる場合は除く。

イ 均一運賃を適用する区域運行において、以下のいずれかに該当する場合

- (ア) 乗降ポイントの新設や変更
- (イ) 運行区間及び運行区域の変更をする場合

※ただし、競合する路線がある場合や、変更により当該運行が初めて他の市町村に乗り入れる場合は除く。

ウ 工事、天災などの不可抗力等により一時的な迂回が生じる場合の路線等の変更

エ 新たな決済手段の追加、又は既存決済手段の機能追加

オ 回数券、企画乗車券などを紙媒体からデジタルへ変更する場合

カ 決済手段に係る乗車券取扱規則等の新設又は変更

キ キロ制運賃を適用する路線において、バス停を移設する場合

※ただし、路線の新設または変更が生じない場合に限る。

- (2) 協議運賃に関すること。ただし、以下に掲げる事項は軽微な事案に該当し協議対象外とする。

ア 毎年恒例のイベント行事等に係る営業割引の実施

※ただし、新たに開始するイベント等について、初回は分科会を開催し、毎年開催されるものであれば、2回目以降は省略する。

イ 運賃の割引に該当するポイント還元(5%以下のものに限る。)を行う場合

- (3) その他分科会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 分科会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 東広島市長またはその指名する者
- (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 中国運輸局長又はその指名する者

(4) 住民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、次に掲げる期間とする。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(1) 前条第1号及び第3号に掲げる者にあつては、その職務に就いている期間。

(2) 前条第2号に掲げる者にあつては、当該協議運賃に係る協議が終了するまでの期間。

(3) 前条第4号に掲げる者にあつては、東広島市地域公共交通会議委員の任期と同様の期間。

2 委員は、再任することができる。

3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱又は解任されるものとする。

(会長)

第5条 分科会の会長（以下「会長」という。）は、第3条（1）に規定する者が務める。

(会議)

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、全会一致で決するよう努めるものとする。

4 会議は書面にて開催することができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 分科会において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

第8条 会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分に配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議内容及び結果報告)

第10条 分科会で協議した内容および結果については、東広島市地域公共交通会議へ報告する。

(事務局)

第11条 分科会の庶務は、東広島市地域公共交通会議事務局において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

改正附則

この要綱は、令和8年6月26日から施行する。

事務連絡
令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・ 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・ 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・ 新たな決済手段を追加する場合

以上

運賃・料金の協議に係る証明書

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和 8 年 6 月 5 日付け東広島市地域公共交通会議運賃分科会において、下記事項に
関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

西条市街地循環バス「のんバス」
西条エアポートリムジン

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

西条市街地循環バス「のんバス」（外回り・内回り）
西条エアポートリムジン（西条駅北口～広島空港）

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

別紙 運賃分科会資料（協議運賃への ICOCA ポイント付与について）のとおり
ポイント付与については、SF（ストアードフェア：ICOCA 乗車券にチャージ（入金）
された運賃に使用できる金額）での運賃支払額の月間合計が 3,000 円を超えた部
分に対し、5%の WESTER ポイントが利用月の翌月末頃付与。

令和 8 年 6 月 8 日

東広島市地域公共交通会議会運賃分科会

1 概要

IC カード支払におけるポイント還元を行う場合は、運輸局へ割引運賃の届出を提出する必要がある。JR バス中国株式会社が実施している ICOCA での支払いによるポイント還元を、協議運賃で運行する路線に適用するため、住民、利用者その他利害関係者の意見を募集した。

運賃分科会の議決後、運輸局へ割引運賃の届出を行う予定である。

2 対象路線

以下の路線が対象

西条市街地循環バス「のんバス」



西条エアポートリムジン



3 運賃（1乗車の料金）

西条市街地循環バス「のんバス」

	運賃
大人（中学生以上）	200 円
小児（小学生）	100 円
幼児（1歳～小学生未満）	無料（※1）
乳児（1歳未満）	無料
障がい者（大人）（※2）	100 円
障がい者（小児）（※2）	50 円

西条エアポートリムジン

	運賃
大人（中学生以上）	700 円
小児（小学生）	350 円
幼児（1歳～小学生未満）	無料（※1）
乳児（1歳未満）	無料
障がい者（大人）（※2）	350 円
障がい者（小児）（※2）	180 円

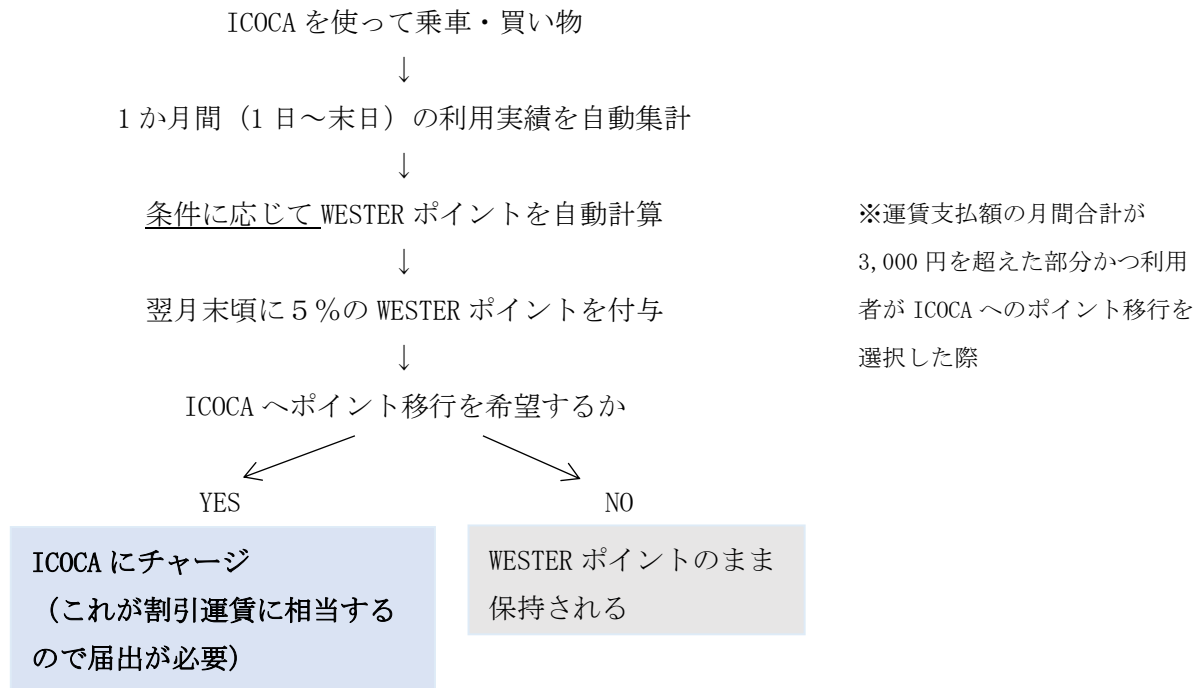
※1 同伴者1人につき、1人目は無料、2人目からは小児運賃

※2 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を提示するもの及びその介護人（各社において必要と認めた場合）が介護のために乗車するとき

4 ポイント付与

ポイント付与は、SF（ストアードフェア：ICOCA 乗車券にチャージ（入金）された運賃に使用できる金額）での運賃支払額の月間合計が 3,000 円を超えた部分に対し、5 %の WESTER ポイントが利用月の翌月末頃付与される。

【ICOCA での支払いによるポイント還元 イメージ】



5 住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置

東広島市地域公共交通会議ホームページ（東広島市ホームページ）にて、協議運賃へのポイント付与について意見の募集を行った。

1. 募集期間
令和 8 年 5 月 1 日（金）から令和 8 年 5 月 15 日（金）
2. 閲覧方法
市ホームページで公開
3. 応募方法
電子回答（Microsoft Forms）から回答を入力
4. 意見書提出数
0 件

運賃・料金の協議に係る証明書

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和8年6月5日付け東広島市地域公共交通会議運賃分科会において、下記事項に
関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

西条市街地循環バス「のんバス」

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

西条市街地循環バス「のんバス」（外回り・内回り）

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

別紙 運賃分科会資料（令和8年度夏休みに合わせた路線バス小児運賃割引につ
いて）のとおり

令和8年6月8日

東広島市地域公共交通会議会運賃分科会

令和8年度夏休みに合わせた路線バス小児運賃割引について

令和8年6月5日提出

東広島市地域公共交通会議
運賃分科会
会長 帯刀 武史

1 背景・経緯

東広島市内の路線バスを取り巻く状況は、全国と同様に、人口減少による移動需要の縮小やそれに伴う収支悪化、運転士等の人手不足等の課題により厳しさを増している。こうした状況の中、将来にわたり、公共交通ネットワークを維持・確保していくため、利用需要を増やしていく必要があることから、夏休みに合わせ、小児運賃割引を行うことにより公共交通に親しみを持ってもらい需要喚起に繋げるもの。

なお、本施策は県が呼び掛けを行い、県全域を対象とした公共交通利用促進策として実施するものである。

2 提案事項

本取組の実施に当たり、運賃協議会の協議を経て設定している協議運賃について変更の承認をお諮りするもの。

※実施運賃を設定している路線については、運行する事業者による運輸局への手続き（事前届出）により対応。

【一般乗合旅客自動車運送事業で設定できる運賃】

実施運賃	上限運賃の範囲内で設定
協議運賃	運賃協議会において設定

3 運賃等の概要

(1) 対象路線及び運行事業者

のんバス（西条市街地循環バス）（運行事業者：JRバス中国㈱・芸陽バス㈱）

(2) 運賃

小児運賃について、現行 100 円から 50 円に変更する。

種類	現行	変更後	備考
大人	200 円	変更なし	中学生以上
小児	100 円	50 円	小学生以下
幼児	同伴者 1 人につき 1 人目は無賃 2 人目から小児運賃	変更なし	小学生未満
各種障がい者割引	大人・小児の半額	変更なし	

(3) 割引運賃の適用方法

利用者は、県が実施する夏休み自由研究プログラム「乗りエンターリング」※のパンフレットの一部を切り取り、優待券として携行し、路線バスを降車する際に、切り取った優待券を乗務員に提示することにより上記割引運賃の適用を受ける。

本割引の適用は現金での決済のみを対象とする。

※ 県内全ての小学校経由で全小学生にパンフレットを配付

(5) 割引運賃の適用期間

令和8年7月18日（土）から8月31日（月）まで

4 住民、その他利害関係者の意見反映措置

道路運送法第9条第5項において、運賃の協議を行う場合には、公聴会の開催等により住民、利用者、利害関係者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされていることから、次の方法により意見を収集した。

(1) 住民、利用者の意見

web 調査会社によるモニターアンケート及び広島県ホームページによる自由意見募集により意見を募集した。詳細は別紙1のとおり。

(2) 利害関係者等の意見

- ・ 広島県から、広島県タクシー協会に意見聴取を実施。
- ・ 県全域の公共交通利用を喚起し、利用需要を創出する取組であること、タクシーとバスは利用者の属性や利用場面の棲み分けができていることの2点から、取組に対する異論はない。
- ・ 家族での外出の際、バス路線やダイヤが十分に存在していない地域において、ドアツードア+利用者の行動に合わせた迎車など、タクシーの強みが生きる場面も想定されることから、利用者におかれては、路線バスとタクシーそれぞれの強みを組み合わせご利用いただきたい。

5 利用促進策資料については資料1のとおり

(※資料1は報告事項2と同一内容のため割愛)

令和8年度夏休み小学生運賃（特別割引）に関する意見募集の結果について

令和8年5月
広島県公共交通政策課

1 意見募集の方法及び実施期間

調査方法		①web 調査会社によるモニターアンケート	②広島県ホームページによる自由意見募集
調査期間		令和8年5月21日（木） ～5月25日（月）	令和8年5月18日（月） ～5月28日（木）
調査対象		県内在住かつ小学生のお子さんがいる方	不問
調査内容	共通	居住地域、小学生のお子さん有無 ※年代はモニター登録時に申告済	居住地域、年代、小学生のお子さん有無
	個別	普段のバス利用状況、本取組に関する 評価等8問＋自由意見	自由意見

※県全域に関係するため、効率化の観点から県で一元化して意見募集を実施。関係市町 HP においてもリンクを紹介し広く意見を募集。

2 意見募集の根拠規定

道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第5項

道路運送法（抄）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 意見件数

延べ605件

web 調査によるアンケート回答：575件（うち自由意見まで回答：257件）

広島県ホームページによる自由意見回答：30件

4 意見の内容及び意見に対する県の考え方等

(1) 令和8年度夏休み小児運賃（特別割引）に対する取組全体としての賛否

区分	県全域 (n=575)	西部圏域 (n=428)	東部圏域 (n=133)	北部圏域 (n=14)
良いと思う（良いと思う、やや良いと思う）	67%	69%	64%	50%
どちらともいえない	25%	23%	29%	43%
良いと思わない（良いと思わない、やや良いと思わない）	8%	8%	7%	7%

西部圏域：広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町

東部圏域：三原市、尾道市、福山市、府中市、神石高原町

北部圏域：三次市、庄原市

※その他、対象者、運賃額、取組期間など個別の内容に対する賛否の割合は別紙 1-1 のとおり

(2) 自由意見

ア 取組全体に対して

意見の内容	県の考え方等
【肯定的な意見】 - 子どもの頃に色々な所へ行き、普段接しない人と触れ、興味のあるものを実際に見ることは、成長において大変必要なことであり、有意義なことだと思う。広島県の良いところを実体験し、成長した時に、誇りを持って広島県の人間として県をPRして欲しいし、新たな魅力を発見して、逆に私たち大人に教えてほしい。 - 普段バスなどの公共交通機関に乗り慣れていない小学生に対して、バスに乗る方法（運賃の支払い方）や、マナーなどを体験できるよい機会だと思う。 - 子ども単独や親子でのバス路線の利用につながり、地域公共交通の発展のために非常に良い取組であると考え。しかしながら、バス路線によっては本数が僅少であり、利用しづらい路線があることも事実である。この取組を通じ、大人及び小人の利用者数の増減を把握するとともに、利用しやすい本数の見直しも今後行う必要があると考える。 （同様の意見他 80 件）	- 本取組は、交通サービスの供給側（運行を行う交通事業者及び交通ネットワークの維持確保に係る経費の支援を行う行政）、需要側（交通サービスを利用し目的地まで移動する県民等）それぞれの視点から、取組の意義を設定し、県内の交通事業者や市町との調整を経て、今夏、試行的に取り組むこととしたものです。 - 需要側の視点では、夏休みという貴重な機会に、お子さんが社会の仕組みに触れるきっかけとなるほか、学校で学んだことを実際のまちの中で再確認し、新たな発見や探求を通じて、自身の学びを深める一助としていただきたいという思いから実施に至ったものです。 - 供給側の視点では、上記の考え方が共感され、普段からバスを利用されない方が、利用に転じていけば、短期的には夏休みの公共交通利用者が増加し、中長期的には小さいころから公共交通に慣れ親しんでいただくことを通じて、将来の利用者につながると考え、試行的に取り組むものです。 - 地域の公共交通は、人口減少や自動車の普及による利用者の落ち込みに加え、ライフスタイルの変化の影響もあり、大変厳しい状況に置かれていることから、こうした潜在需要の掘り起こしを通じて利用者の確保につなげるとともに、取組効果を検証し、今後に生かしてまいります。

意見の内容	県の考え方等
【否定的な意見】 - 小学生のみ優遇する理由が不明。中学生や高校生など全学生や、保護者や同伴者などの大人も対象とすべき。 - 電車の運賃も対象にしてほしい。なぜ、バスだけなのか。 - 物価が高騰し、運賃も値上がりしたりしている中、50 円というのは安すぎると思う。結局他のところでしわ寄せがくるのではないか。この企画自体無くても良い、またはもっと料金を取るべきだと思う。 - そもそもバスの利用が少ない地域や便が少ない地域では難しい。 (同様の意見他 20 件)	- 夏休みという貴重な機会に、お子さんが社会の仕組みに触れるきっかけとなるほか、学校で学んだことを実際のまちの中で再確認し、新たな発見や探求を通じて、自身の学びを深める一助としていただきたいという思いから実施に至ったもので、今回は小学生を対象としました。 - 他の交通機関においても、利用促進に関する独自の取組が既にあるまたは新たに企画をされており、こうした取組を県が束ねて紹介をする予定としております。 - 小学生の社会教育（バスの調べ方・乗り方・払い方）も兼ねて実施するもので、他県事例も参考に、ワンコインでかつ気軽に乗ることができる価格設定として 50 円としたものです。
【どちらともいえない】 - 取組実施に係る正規運賃との差額に対して県の補填が無い点についてなぜこのような制度設計をしたのか説明する責任があると考え。事業者負担のリスクや混雑時の対応、通常利用者への負担転嫁、制度効果検証などについて、誰が、何の法的根拠で、なぜ差額補填もせずに、この制度を主導したのかについて説明する責任があると考え。 - MOBIRYDAYS を今回の子ども 50 円の企画の対象として検討されていることも理解ができない。子ども 50 円というこの企画そのものは素晴らしいと思うが、子どもが入手しにくい MOBIRYDAYS での利用を前提としているのか。よく乗客・県民の立場になって考えてほしい。 - パスポート 1 枚で乗り換え自由、バス以外の交通機関も利用できるなど。家族で様々なところへ行ってみようかなという気分になる。 (同様の意見 64 件)	- 本取組は、普段からバスを利用されない方が、利用に転じていけば、短期的には夏休みの公共交通利用者が増加し、中長期的には小さいころから公共交通に慣れ親しんでいただくことを通じて、将来の利用者につながると考え、試行的に取り組むもので、県内全域の路線バス事業者へ提案し、多くの事業者の賛同を得たことから事業化に至ったものです。 - 本取組は、社会教育としての側面も有しており、現金での決済とする予定です。 - 今夏の取組を通じて得られた利用者の声を、交通事業者や市町とも共有し、今後の施策立案の参考にします。

イ 個別の内容に対して

(ア) 対象者を小学生を対象とすることについて

意見の内容	県の考え方等
- 対象者を中学生まで拡大してほしい。中学生は運賃が大人運賃となるが、バスを利用する機会も多く、このような取組があると大変助かると考える。 - 親子割なども検討して欲しい。家族全員で行こうとしたら結局高くなるから。 今、学校では子供だけで学区外に出るのを禁止している。 (同様の意見他 48 件)	- 夏休みという貴重な機会に、お子さんが社会の仕組みに触れるきっかけとなるほか、学校で学んだことを実際のまちの中で再確認し、新たな発見や探求を通じて、自身の学びを深める一助としていただきたいという思いから実施に至ったもので、今回は小学生を対象としました。 - 今夏の取組を通じて得られた利用者の声を、交通事業者や市町とも共有し、今後の施策立案の参考にします。 - 小学生単独による小学校区外への移動について推奨されていないことは承知しております。本取組においても、小学生単独による小学校区外への移動を促進するものではなく、学区外への移動に当たっては、保護者同伴のもとでお出かけを呼びかけます。

(イ) 小学生運賃額を 50 円とすることについて

意見の内容	県の考え方等
50 円の積算根拠がよく分からない。 - 小学生以下の子を 2 人連れていたら運賃が発生する。運賃の支払い方法が分かりにくいいため、50 円だから乗ろうとはならないかもしれない。夏休みだけでも無料とするのはどうか。 (同様の意見他 24 件)	小学生の社会教育（バスの調べ方・乗り方・払い方）も兼ねて実施するもので、他県事例も参考に、ワンコインでかつ気軽に乗ることができる価格設定として 50 円としたものです。

(ウ) 実施期間を夏休みとすることについて

意見の内容	県の考え方等
- 子育て世代だけでは不公平との声もありますが、実際に物価高が食費や電気ガス代などで家計を圧迫しておりこのような対応はありがたい。一度だけではなく継続出来るよう検討されたい。 - 長期休みだけでなく、普段の土日も取組があれば、バス利用が増えそうな気がする。 - 大型連休や冬・春休みの時にも実施して欲しい。 (同様の意見他 9 件)	- バス事業者と行政の共創事業として、公共交通の利用促進の一環として、今年度の夏休みに試行的に実施することとしたものです。 - 夏休み終了後、小学生及び大人（保護者・同伴者）の利用者数がどれだけ伸びたかについて、過去の同時期と比較するなど検証を行う予定としております。

(エ) 対象交通機関を路線バスとすることについて

意見の内容	県の考え方等
- 路面電車、アストラムラインなど他の交通機関においても同様の取組を実施してほしい。 - 直行の観光バスが親子で安くなれば乗る可能性はある。 - 高速バスも 50 円とは言わないが、夏休み割引などがあれば電車に変わって利用しようと思う。 (同様の意見他 4 件)	他の交通機関においても、利用促進に関する独自の取組が既にあるまたは新たに企画をされており、こうした取組を県が束ねて紹介をする予定としております。

(オ) 現金、交通系 IC 等、運賃決済方法について

意見の内容	県の考え方等
- ICOCA を使用しており、子どもがこの割引を運転手に伝えて割り引いてもらえるか不安を感じる。 - 現金以外も対応可能にしてほしい。 - 子供だけで乗る練習もしたことがないので、良い機会になる。50 円で乗れるのは魅力的だが、紙を見せて乗るというのは子供がぼろぼろにしそうだなと思った。配布は学校の負担も増えるので、全部一律で 50 円にするよりは、希望者が 500 円で夏休み期間乗り放題乗車券を買うといった方法が良いと思った。翌年も更新して使用できるカードというアイデアもあると思う。50 円企画というものをこのアンケートで初めて知りましたが、バスに馴染みが出るし本当に良いと思う。 (同様の意見他 11 件)	- 小学生の社会教育（バスの調べ方・乗り方・払い方）も兼ねて実施するもので、他県事例も参考に、現金での決済とする予定です。 - 提示用優待券の管理に当たっては、保護者も関与して適切に取り扱っていただきますようお願いします。

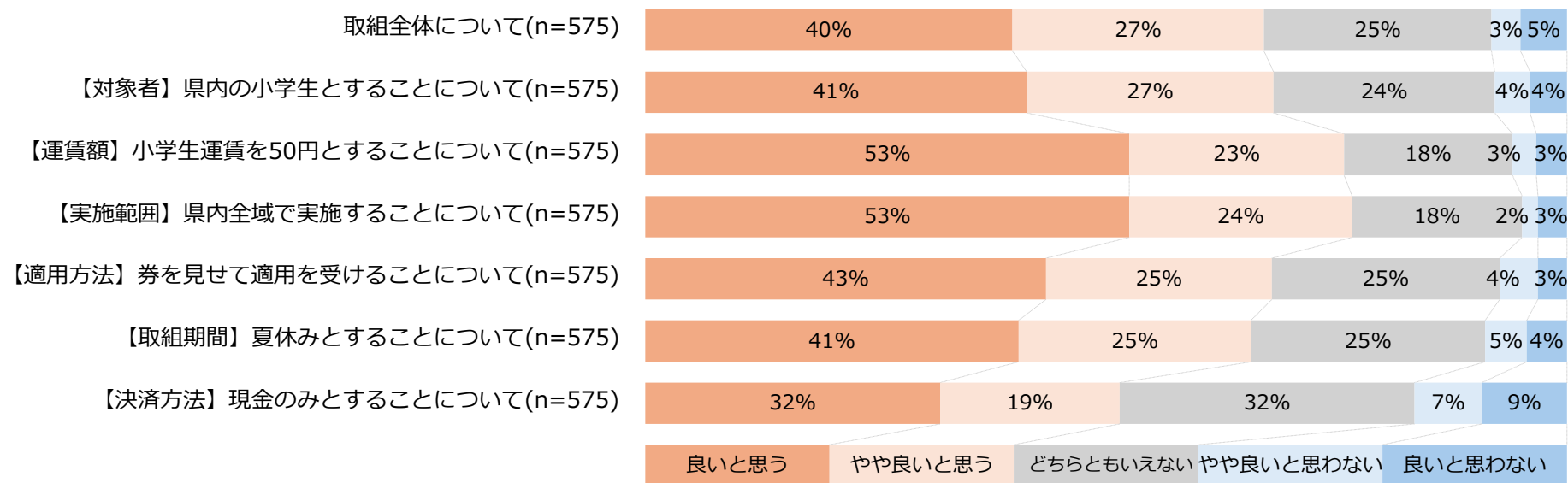
※ 頂いた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して掲載しています。

なお、具体的に内容を判断できなかったもの、県の業務対象外のものに対する意見については、掲載していません。

令和8年度夏休み小児運賃（特別割引）に対する意見（県全域）

広島県内では、令和8年の夏休みに、高速バスを除く路線バスの小学生運賃を、小学校経由で配付される券※を提示することにより、一人・一乗車あたり50円にする取組を予定しています。この取組(※)について、あなたの考えをお聞かせください。

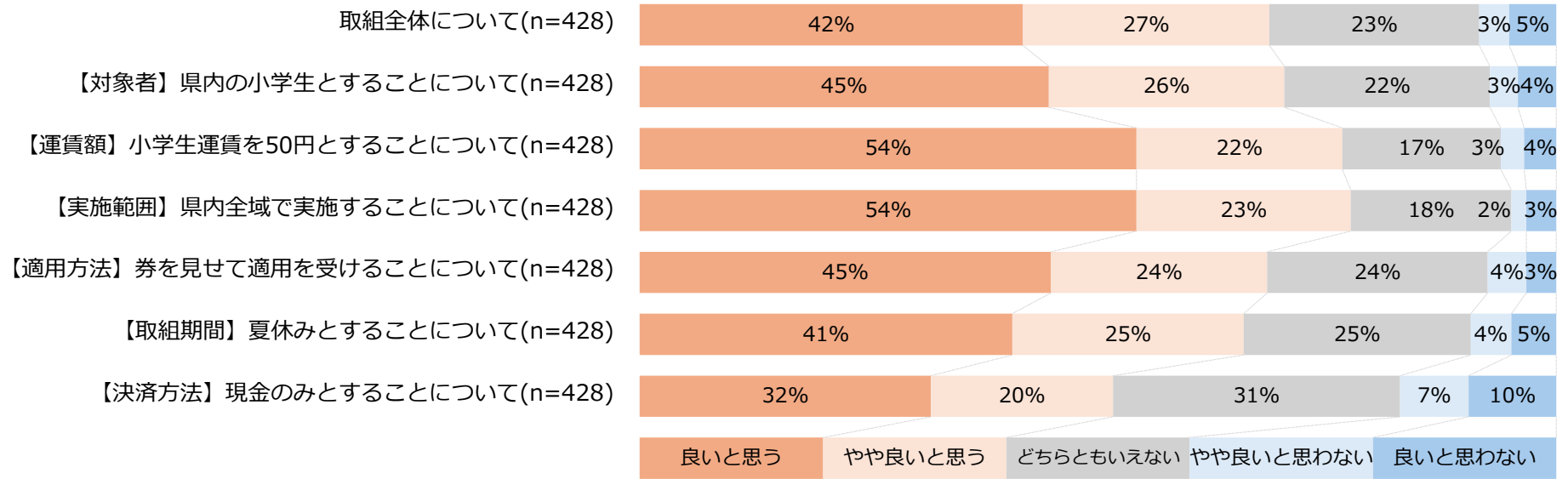
※県内自治体、バス事業者、（一社）バス協調・共創プラットフォームひろしま合同の取組



問・選択肢	良いと思う	やや良いと思う	どちらともいえない	やや良いと思わない	良いと思わない	計
取組全体について	229	157	142	18	29	575
【対象者】県内の小学生とすることについて	238	154	138	22	23	575
【運賃額】小学生運賃を50円とすることについて	302	134	105	15	19	575
【実施範囲】県内全域で実施することについて	302	139	106	10	18	575
【適用方法】券を見せて適用を受けることについて	250	141	142	24	18	575
【取組期間】夏休みとすることについて	233	145	146	26	25	575
【決済方法】現金のみとすることについて	184	112	184	42	53	575

令和8年度夏休み小児運賃（特別割引）に対する意見（西部圏域）

広島県内では、令和8年の夏休みに、高速バスを除く路線バスの小学生運賃を、小学校経由で配付される券※を提示することにより、一人・一乗車あたり50円にする取組を予定しています。この取組(※)について、あなたの考えをお聞かせください。
 ※県内自治体、バス事業者、（一社）バス協調・共創プラットフォームひろしま合同の取組

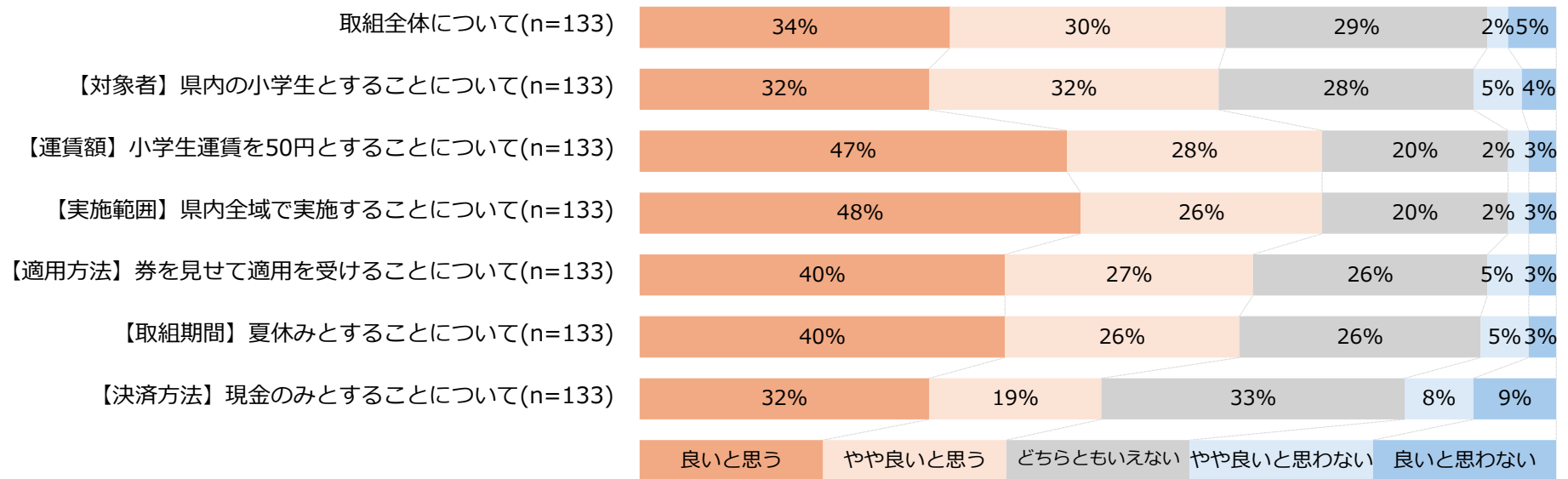


問・選択肢	良いと思う	やや良いと思う	どちらともいえない	やや良いと思わない	良いと思わない	計
取組全体について	179	115	98	14	22	428
【対象者】県内の小学生とすることについて	191	110	96	13	18	428
【運賃額】小学生運賃を50円とすることについて	232	96	74	11	15	428
【実施範囲】県内全域で実施することについて	232	100	75	7	14	428
【適用方法】券を見せて適用を受けることについて	192	101	103	18	14	428
【取組期間】夏休みとすることについて	174	108	106	19	21	428
【決済方法】現金のみとすることについて	136	85	134	32	41	428

令和8年度夏休み小児運賃（特別割引）に対する意見（東部圏域）

広島県内では、令和8年の夏休みに、高速バスを除く路線バスの小学生運賃を、小学校経由で配付される券※を提示することにより、一人・一乗車あたり50円にする取組を予定しています。この取組(※)について、あなたの考えをお聞かせください。

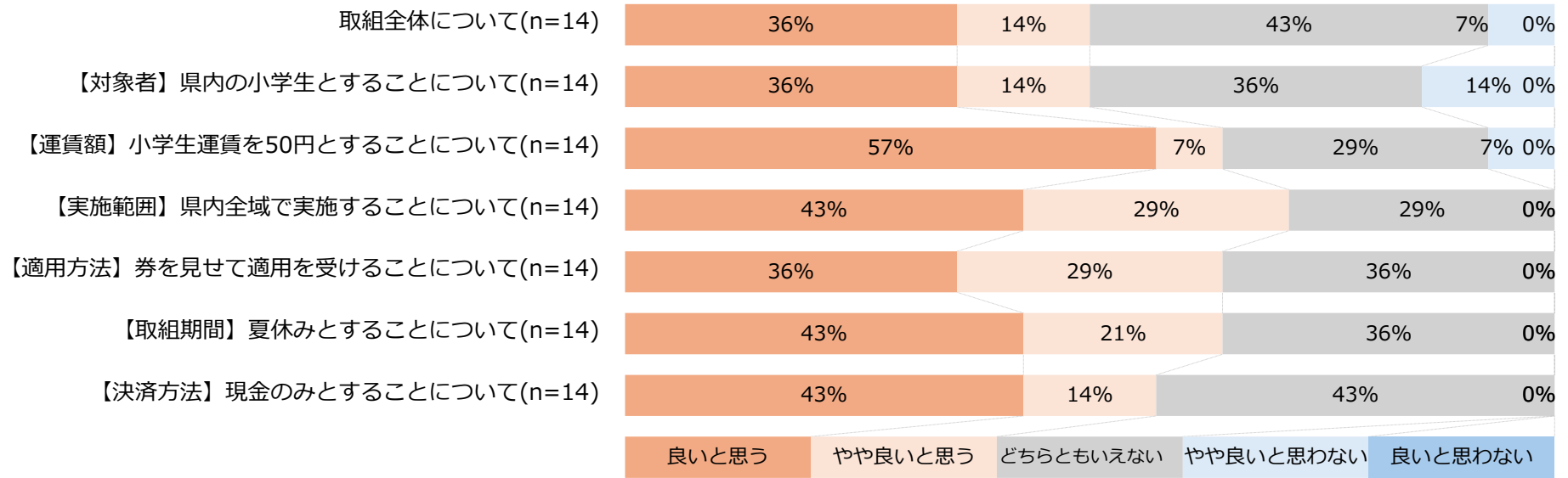
※県内自治体、バス事業者、（一社）バス協調・共創プラットフォームひろしま合同の取組



問・選択肢	良いと思う	やや良いと思う	どちらともいえない	やや良いと思わない	良いと思わない	計
取組全体について	45	40	38	3	7	133
【対象者】県内の小学生とすることについて	42	42	37	7	5	133
【運賃額】小学生運賃を50円とすることについて	62	37	27	3	4	133
【実施範囲】県内全域で実施することについて	64	35	27	3	4	133
【適用方法】券を見せて適用を受けることについて	53	36	34	6	4	133
【取組期間】夏休みとすることについて	53	34	35	7	4	133
【決済方法】現金のみとすることについて	42	25	44	10	12	133

令和8年度夏休み小児運賃（特別割引）に対する意見（北部圏域）

広島県内では、令和8年の夏休みに、高速バスを除く路線バスの小学生運賃を、小学校経由で配付される券※を提示することにより、一人・一乗車あたり50円にする取組を予定しています。この取組(※)について、あなたの考えをお聞かせください。
 ※県内自治体、バス事業者、（一社）バス協調・共創プラットフォームひろしま合同の取組



問・選択肢	良いと思う	やや良いと思う	どちらともいえない	やや良いと思わない	良いと思わない	計
取組全体について	5	2	6	1	0	14
【対象者】県内の小学生とすることについて	5	2	5	2	0	14
【運賃額】小学生運賃を50円とすることについて	8	1	4	1	0	14
【実施範囲】県内全域で実施することについて	6	4	4	0	0	14
【適用方法】券を見せて適用を受けることについて	5	4	5	0	0	14
【取組期間】夏休みとすることについて	6	3	5	0	0	14
【決済方法】現金のみとすることについて	6	2	6	0	0	14